

複数医療機関の再編等にかかる優遇融資のお知らせ

地域医療構想の達成に向けた病床機能の分化及び連携を推進するため、複数医療機関の再編等に関する計画（再編計画）を、厚生労働大臣に認定された病院・有床診療所に対して、優遇融資を実施しています。

《対象となる施設》

病院・有床診療所（厚生労働大臣が認定した再編計画に限る）

（建築資金）

融資条件	【優遇適用後の条件】	【通常条件】
利率	基準利率▲0.5%※ ¹ （据置期間中無利子）※ ²	基準利率▲0.5%～ 基準利率
限度額	所要額の95%※ ³	（病院）7.2億円 （有床診療所）3億円

（運転資金）

融資条件	【優遇適用後の条件】	【通常条件】
利率	基準利率▲0.8%※ ¹	基準利率
限度額	（病院）5億円 （有床診療所）3億円	（病院）1億円 （有床診療所）4,000万円
償還期間	10年以内	5年以内
据置期間	4年以内	1年以内

- ※1 利率は、金銭消費貸借契約締結時の利率を適用します。
医療貸付利率表（PDF）の「1病院 新築資金・甲種増改築資金」、
「2診療所 新築資金・甲種増改築資金」または「複数医療機関の再編等支援資金」
の利率が適用されますが、貸付条件に応じて変動する場合があります。
- ※2 据置期間中無利子となるのは、地域医療介護総合確保基金の対象事業に限ります。
- ※3 融資限度額は、担保評価額の範囲内等の条件があります。
- ※4 優遇融資の取扱期限は、令和8年3月31日までとなります。
- ご融資には担保・保証人（保証人不要制度あり）が必要となります。
また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。
 - その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

▼利率表はこちら



1 連絡先

施設開設地が東日本（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）の方

◎東京本部 福祉医療貸付部医療審査課融資相談係
TEL (03) 3438-9937
FAX (03) 3438-0583

施設開設地が西日本（福井県、滋賀県、奈良県より西の地域）の方

◎大阪支店 医療審査課融資相談係
TEL (06) 6252-0219
FAX (06) 6252-0240